

財団法人 長崎県市町村社会福祉振興財団寄附行為

(平成5年3月11日)
長崎県指令4地第1095号

改正 平成5年12月10日長崎県指令5地第606号
平成14年3月6日長崎県指令13市町村第904号
平成16年10月6日長崎県指令16市町村第612号
平成18年1月31日長崎県指令17市町村第798号
平成19年10月24日長崎県指令19市町村振第589号
平成24年3月22日長崎県指令23地振第778号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この財団は、事務所を長崎市栄町4番9号に置く。

(目的)

第3条 この財団は、総合的な福祉の実施者である市町村の新しい地域福祉体制づくりに寄与するため、社会福祉施設措置費支払事務の円滑化を図り、併せて市町村及び施設への社会福祉に係る相互的な情報の提供、研修事業等を積極的に推進し、高齢化社会にふさわしい明るく活力ある地域社会の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉関係の研修等に関する事業
- (2) 社会福祉施設に係る情報提供に関する事業
- (3) 社会福祉関係の調査研究に関する事業
- (4) 社会福祉施設措置費支払代行に関する事業
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この財団の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、長崎県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、長崎県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3箇月以内に長崎県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、長崎県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、この財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、長崎県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 この財団に次の役員を置く。

(1) 理事9人以内(うち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。)

(2) 監事 2人

(選任等)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。
 - 3 常務理事は、理事長が理事会の同意を得て選任する。
 - 4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 5 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
 - 7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。
 - 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

(職務)

- 第18条 理事長は、この財団を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この財団の常務を分担処理する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この財団の業務を議決し、執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は長崎県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

- 第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、当該役員に対し弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

2 緊急の必要があるとき、又は軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求めて、理事会の議決にかえることができる。

(開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、第18条第5項第4号の規定による監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決等)

第29条 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(理事会への出席)

第30条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在員数

- (3) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名捺印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

（評議員）

第32条 この財団に、評議員22人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第18条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第23条第2項、第27条から第29条まで及び第31条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのはそれぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県知事の許可を得なければ変更することができない。

（解散）

第35条 この財団の存続期間は、平成25年3月31日までとする。

（残余財産の処分）

第36条 この財団が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県知事の許可を得て、長崎県内の市町並びに長崎県市町村総合事務組合に寄附するものとする。

第7章 事務局

（設置等）

第37条 この財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第38条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、常務理事、監事、評議員及び職員の名簿、就任承諾書及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 収支決算書
- (8) 事業計画書
- (9) 官公署との往復書類等必要な帳簿及び書類

第8章 補則

(委任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 (平成5年3月11日)

- 1 この寄附行為は、この財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 この財団の設立当初の役員は、第17条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 この財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この財団の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成 5年12月10日)

この寄附行為は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成14年 3月 6日)

この寄附行為は、長崎県知事の許可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年10月 6日)

この寄附行為は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成18年 1月31日)

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月24日)

この寄附行為は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年 3月22日)

この寄附行為は、長崎県知事の許可の日から施行する。